

貸金業制度改革案は多重債務者を経済破綻に追い込む？



弁護士法人
アディーレ法律事務所
代表弁護士・再生コンサルタント
石丸幸人（東京弁護士会所属）



「多重債務者の救済・支援のために、ヤミ金との交渉も積極的にこなす熱血弁護士。全国に約200万人いるといわれる多重債務者の救済のため、事務所の全国展開を目指して日々奔走中！」



現在注目を集める若手弁護士
33歳・北海道室蘭出身

●貸金業制度改革案にいま、懸念が寄せられつつあります。消費者金融の規制を強化し、いわゆる「グレーゾーン金利」を撤廃しようという改革が、現在、進められつつありますが、先日、金融庁が自民党に提示した案は、29.2パーセントという出資法の上限金利を、15から20パーセントという利息制限法の上限金利の水準まで引き下げることを柱としながらも、少額短期の貸し出しについては高金利を認める「特例」が盛り込まれたものでした。

●この「特例」により、個人向け短期融資（期間1年以内・上限50万円）および法人向け短期融資（期間3～6ヶ月以内・上限300～500万円）には、上限金利の引き下げ後も、最長5年間は金利の上乗せが認められます。試算すると、消費者金融1社につき、個人の場合年間最高5.6万円、法人の場合年間最高35.5万円もの上乗せ金利が認められることになるのです。

●規制強化を後退させる、このような業界寄りの改革案に、後藤田正純氏が反発し、政務官を辞任したことは記憶に新しいでしょう。最長5年間継続される特例措置に加え、出資法の上限金利の引き下げにも時間がかかることから、後藤田氏は金融庁案を、最長で9年間グレーゾーン金利が温存されるものと指摘。改正が事実上骨抜きになると批判しています。

●確かにこれまでも、出資法の上限金利は一定の猶予期間をおきながら、段階的に引き下げられてきました。このような改革が、移行期間を置いてゆるやかに進められるのは、今に始まったことではありません。しかし今回の改革については、消費者金融の利用者をいかに保護するかという観点が強調されてきただけに、金融庁が示した改革案が、その流れに逆行するものとして反発を受けているのは、当然のことと言えるでしょう。

●貸金業法改正により、上限金利が引き下げられた場合、「特例」による上乗せ金利を支払ってまで融資を申し込むのは、すでに長期融資の返済が困難になっている多重債務者であることが予想されます。このような層が、上乗せされた金利を短期間で返済することは、多くの場合、不可能です。つまり、この「特例」によって、多重債務者がさらなる経済破綻に追い込まれる可能性は、極めて高いのです。

●「特例」導入のような措置を認めていては、いつまで経っても多重債務の問題が解決されることはありません。安易な調整案で問題を先送りにするのではなく、本来どうあるべきかの議論を十二分に尽くす必要があるのではないのでしょうか。

※ブログ<http://blog.livedoor.jp/adire1/>にも本件のコメントを掲載中です。

【アディーレ法律事務所について】個人の債務整理と中小企業の事業再生を専門にする弁護士事務所。代表弁護士の石丸幸人が、約一年前に、自宅の一室で弁護士業務をスタート。現在、所員は60名を超え、サンシャイン60に事務所を構えるまでに成長する。ヤミ金がらみの債務案件も積極的に取り組み、全国に200万人とも300万人ともいわれる潜在多重債務者の救済・支援のために、事務所の全国展開を目指して、日々積極的に業務を推進、拡大中。

★ 本ニュースレターの内容に関するご意見・お問い合わせ、および、弁護士・石丸幸人への取材等については、多重債務者の救済・支援に貢献できる内容であれば、いつでもご協力させていただきます。

<お問い合わせ> 弁護士法人アディーレ法律事務所 広報担当：三澤志洋 TEL：03-5950-0268
東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60/37F 〒170-6037
Email:staff2@adire.jp URL:<http://www.adire.jp>